

鳥取県告示第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本の学校 今井ブックセンター
米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 鳥根県松江市殿町63
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,117平方メートル
変更後 2,980平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 100台
変更後 120台
 - イ 荷さばき施設の位置
位置 7の書類に記載のとおり
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 20.4立方メートル
変更後 24.4立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社今井書店	4月から11月まで	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後11時
		上記以外	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング	平日	開店時刻	午前11時	閉店時刻	午後8時
		土日祝	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時
変更後	株式会社今井書店		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング	平日	開店時刻	午前11時	閉店時刻	午後8時
		土日祝	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後11時30分まで
変更後 午前9時30分から午後10時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 変更前 2か所
変更後 4か所
 - (イ) 位置 7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日

平成24年10月4日

5 変更する理由

集客力向上のため本の学校を増床する。

6 届出年月日

平成24年2月3日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

8 縦覧に供する期間

平成24年2月21日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。